

平成20年度税制改正大綱

平成19年12月13日
自由民主党

目 次

第一	税体系の抜本的改革の実現に向けて	1
第二	平成 20 年度税制改正の基本的考え方	4
第三	平成 20 年度税制改正の具体的内容	10
一	地域間の財政力格差の縮小	10
二	経済活性化・競争力の強化	12
三	民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」	19
四	環境問題、安心・安全への配慮	24
五	金融・証券税制	31
六	道路特定財源	35
七	円滑・適正な納税のための環境整備	35
八	土地・住宅税制	39
九	農林漁業対策	40
十	酒税	43
十一	国際課税	43
十二	その他の政策税制	46
十三	その他	56
第四	検討事項	60
	【付記一】減価償却資産の耐用年数表	63
	【付記二】公益法人関係税制	69

第一 税体系の抜本的改革の実現に向けて

わが国経済は、政府・与党が主導してきた構造改革の取組みもあり息の長い景気回復が続いている。一方、経済のグローバル化が進んでいる中、原油価格の動向やサブプライム住宅ローン問題が国民生活や内外経済に与える影響等に留意していく必要があるが、特に、原油価格の急騰については、政府・与党が一体となって対策の基本方針を取りまとめたところであり、その円滑な実施に万全を期していかねばならない。また、少子・長寿化が進展する中で活力に溢れた経済社会を実現していくためには、成長力強化と国・地方を通じた財政の健全化を車の両輪として、引き続き、実効ある成長戦略と着実な歳出歳入一体改革を推進していかねばならない。同時に、都市と地方、大企業と中小企業、異なる雇用形態の間などで生じているいわゆる格差の拡大に対しては、きめ細やかで温もりのある対応を講じていくことが求められている。

このような中で、わが国財政は、債務残高対GDP比が主要先進国の概ね2～3倍の約150%という危機的な状況にある。厳しい財政事情の下、2011年度には基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するため、連年にわたり徹底した歳出削減や資産売却等に取り組んできており、今や政府の支出規模等の対GDP比の水準は主要先進国の中で実質的に最小となっている。今後とも歳出削減のみに頼った財政健全化を続ければ、国民が真に必要とするサービスの供給に支障をもたらしかねない状況にあり、社会保障に対する国民の将来不安が経済に悪影響を及ぼしているとの指摘もある。とりわけ、国民的な関心が高いセーフティネットとしての社会保障関係費をとってみれば、今後、毎年約1兆円弱（給付費ベースでは年約2兆円）のペースで増大が見込まれており、給付の抑制のみによって対応することにはおのずと限界がある。もとより、引き続き行政改革を行い、行政組織が簡素で効率的な政府を目指すことは当然であるが、社会保障を始めとする公的サービスについては、活力と安心のバランスのとれた政府を目指すことが適当であり、給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを断ち切らなければならない。

われわれは、社会保障給付や少子化対策の安定的な財源を確保する観点から、平成19年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでいくとの方針の下、本年秋以降、「安心できる社会保障・税制改革に関する政府・与

党協議会」を立ち上げるなどの取組みを行ってきた。もとより給付と負担のあり方は、国民的な議論の中で行われるべき選択である。経済成長、歳出削減、資産売却等の取組みについては、過度に依存することには問題があるとの指摘がある一方、成長戦略の推進等に徹底して取り組むべきとの指摘がある。われわれは、今後これらの見方を踏まえ、国民の十分な理解と協力を得ることができるよう、こうした各般の取組みについて真摯かつ的確な検討を加えた上で、後世代に負担を先送りしないために必要な措置について、不退転の決意でその具体化に取り組む。他方、与野党がそれぞれ一院の多数を占めるという政治状況の下、年金制度を始めとする社会保障制度を巡って与野党間の意見の隔たりは大きい。国民生活の安心の確保という共通の利益の実現のためには、与野党が胸襟を開いて取り組むことが求められており、われわれは野党に対して国民的な議論への参加を今後とも引き続き積極的に呼びかけていかねばならない。

以上のような状況を踏まえ、平成 20 年度税制改正においては、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しとして、これまでの構造改革の過程で生じた諸問題への対応に重点を置いた。すなわち、地域間の財政力格差問題に正面から取り組み、その第一歩となる措置を講じるとともに、中小企業の活性化の観点から、起業、成長、事業承継の各段階で手厚い配慮を行うこととした。また、わが国の寄附文化を醸成し、民が担う公益活動を促進する観点から、寄附金税制及び新たな公益法人に対する税制の抜本的見直しを行うこととし、喫緊の課題となっている環境問題や暮らしの安心・安全などの観点から国民生活に配慮する税制措置を講じることとした。

消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、以下の「基本的考え方」に基づき、平成 16 年年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る。なお、税体系の抜本的改革を行うに当たっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする。

〔基本的考え方〕

- 1 税制の課題として、税負担の公平を確保し、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保する必要がある。

各税目それぞれが果たすべき役割を検討しつつ、所得課税にあっては所得税の

各種控除や税率構造の持つ所得再分配機能及び法人税の税・保険料を含む法人負担のあり方、資産課税にあっては相続税の課税の公平性のあり方、消費課税にあっては消費税の社会保障と連動した設計のあり方、その他、自動車関係諸税のあり方（第二6において後述）等を総合的に検討する。

その際、いわゆる格差是正の問題や所得再分配機能のあり方、経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する。

- 2 平成 21 年度における基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに要する財源を始め、持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、これらの費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、税体系の抜本的改革を行う。

その際、新たな国民負担はすべて国民に還元するとの原則に立って、経済動向等に左右されにくい消費税をこれらの費用を賄う主要な財源として位置付けた上で、社会保障財源を充実することを検討する。

- 3 また、税収はその時々々の経済状況により増減するものであることから、2011 年度単年度における基礎的財政収支の黒字化という目標が達成されさえすればよいものではなく、改革後の税制は、構造的・持続的に 2010 年代半ばにおける債務残高 GDP 比の安定的な引下げという目標を達成し得る体質を備えるものとする。また、最終的には財政収支の均衡を実現しなければならないことは当然である。
- 4 近年、地方法人二税の税収が急速に増加していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にある。また、少子高齢化が加速する中、地方自治体の歳出は、社会資本形成から対人福祉サービスに大きく比重を移しつつあり、より安定した財源が求められている。

地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供のためには、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実が必要である。地方分権改革、経済社会の構造変化、地方の歳出構造の変化等に対応し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するため、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

第二 平成 20 年度税制改正の基本的考え方

平成 20 年度税制改正においては、研究開発税制等の拡充といった競争力強化策を講ずることに加え、構造改革の進展に伴って経済、社会全般に生じつつあった負の側面にも十分配慮し、国民一人ひとりの目線に重点を置いた税制上の対応を図ることとした。

すなわち、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設する。また、中小企業向けの大胆な活性化策と事業承継策の創設や農商工連携の促進など、地域・地場経済の再生を目指すこととしている。更に、個人投資家のリスク負担に配慮した損益通算措置の導入など金融所得課税の一体化を進めるほか、次代を担う起業家のチャレンジ精神を後押しする思い切った支援策等も講ずることとした。

また、民による自発的な公益活動を支えるべく、寄附金税制の抜本的な見直しと併せて、明治以来の公益法人制度改革に相応しい税制の構築を行うとともに、住宅の省エネ改修促進税制の創設や、生活習慣病への対応や医療機関の分娩施設に係る課税の特例を新たに講ずるなど、環境問題への対応や暮らしの中での安心・安全に対する配慮等も行っている。

以下、平成 20 年度税制改正の主要項目について基本的考え方を述べる。

1 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

また、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することに

より、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

なお、この偏在是正策によって生じる財源を活用し、地方再生・地域活性化のための地方交付税特別枠を創設し、市町村に配慮した重点配分を行う。

2 経済活性化・競争力の強化

(1) 研究開発税制・情報基盤強化税制

資源に乏しいわが国が持続的な成長を実現させるためには、将来の発展の基盤となるイノベーションの創出が鍵である。このため、研究開発投資へのインセンティブをより高める観点から、研究開発税制を拡充する。具体的には、現行の試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度を新たに創設する。

また、情報セキュリティを確保しつつ生産性の向上を図る観点から、情報基盤強化税制について、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携させるためのソフトウェアを対象に追加する。

(2) 中小企業・ベンチャー支援

中小企業は、わが国の経済成長の原動力であり、生産性の向上や人材育成など中小企業の成長力の底上げに向けた取組を推進していく必要がある。こうした観点から、情報基盤強化税制について、中小企業に係る投資下限額を大幅に引き下げるとともに、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除について、対象を中小企業に限定しつつ、教育訓練費の計画的な増加が困難な中小企業が利用しやすい仕組みに改組する。

農林水産業と商工業の連携等を図り、地域の活力を引き出す事業活動を行う者の取組を支援するため、農商工連携等促進税制を創設する。

さらに、これからのわが国の経済を支えるベンチャー企業の育成を支援する観点から、起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、エンジェル税制を大幅に拡充し、一定の特定中小会社に出資した金額について、1,000万円を限度として寄附金控除を適用する制度を創設する。

なお、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、その適用状況を引き続き注視する。

(3) 事業承継税制

わが国経済の基盤となるべき中小企業の事業承継は、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から極めて重要であり、相続時の遺産分割や資金需要、税負担の問題等の様々な課題に対応するため、総合的な支援策が必要である。その一環として税制面では、相続税の特例措置の大幅な拡充が急務となっている。

ただし、これまでの特例措置には、現行の法定相続分課税方式のもと、事業の後継者以外の相続人の税負担をも軽減するという問題があるほか、ある相続人の申告漏れが他の相続人にも影響を及ぼす等の問題も生じている。

こういった点を総合的に勘案し、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成 21 年度の税制改正において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設する。本制度は中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用する。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。

その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。

(4) トン数標準税制

四面環海のわが国にとって、安定的な国際海上輸送を確保することは重要な課題である。その安定輸送の核となるべき日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、非常時における国際海上輸送に係る航海命令等の制度化に併せて、日本籍船に係るみなし利益課税（いわゆるトン数標準税制）を創設する。

(5) 減価償却制度

減価償却制度については、平成 19 年度税制改正において、償却可能限度額を撤廃する等の抜本的な見直しを行った。今般、さらに、減価償却資産の使用実態を踏まえ、機械及び装置を中心に、資産区分の大括り化を図るとともに、法定耐用年数を見直す。同時に、法定耐用年数の短縮特例制度について、承認申請の事務負担に配慮し、手続の簡素化を行う。

3 民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」

(1) 公益法人制度改革への対応

来年12月から施行予定である新しい公益法人制度に対応し、税制面からも民間の公益活動を支えていくため、公益社団法人・公益財団法人について、公益目的事業から生じる収益を非課税とするとともに、特定公益増進法人と位置づけ寄附優遇の対象とする等の措置を講ずる。

また、準則主義で設立可能となる一般社団法人・一般財団法人については、様々な態様の法人に対応する税制を整備し、課税の適正・公平を図る。

固定資産税等については、公益社団法人・公益財団法人に対して旧民法34条法人と同様の非課税措置を講ずるとともに、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人が設置する既存の施設については平成25年度まで同様の措置を講じた上、その間にできるだけ速やかに検討を行い、適切な措置を講ずる。

(2) 寄附金税制

民間による自発的な公益活動を更に促進するとの観点から、特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の5%（現行2.5%）に引き上げる。

あわせて、認定NPO法人制度について、パブリック・サポート・テストの緩和や申請手続の負担軽減などを行う。

(3) 個人住民税の寄附金税制、「ふるさと納税」

地域に密着した民間公益活動やわが国の寄附文化を一層促進する観点から、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを導入する。

4 環境問題、安心・安全への配慮

地球温暖化防止をはじめ環境問題に対する税制上の対応として、民生部門の省エネルギー対策等を促進するため、住宅の省エネ改修促進税制を創設するほか、新築された長期耐用住宅（いわゆる「200年住宅」）に係る課税の特例の創設等を行う。自動車税のグリーン化税制及び自動車取得税の低燃費車特例については、

より環境負荷の小さいものへ対象を重点化した上で適用期限を延長する。

また、国民の暮らしの安心・安全が確保されるよう、本年に発生した大規模地震による被災代替家屋等に係る固定資産税の税額等の特例、生活習慣病に係る特定保健指導のうち一定の積極的支援への医療費控除の適用、周産期医療の連携体制を担う医療機関の分娩施設に係る不動産取得税の課税標準の特例のほか、障害者の就労支援の観点から授産施設等に仕事を発注した企業に対する課税の特例の措置を講ずる。

5 金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から20%とする。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%を適用する。

個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。また、投資家の利便性に配慮する観点から、特定口座を活用して損益通算を行う方法について、証券会社におけるシステム開発等の準備が整った段階から適用可能とする。

6 道路特定財源

国及び地方の道路特定財源については、「道路特定財源の見直しについて」（平成19年12月7日 政府・与党）に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進める必要性及び、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

なお、道路の中期計画の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとする。

また、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。

7 円滑・適正な納税のための環境整備

納税者利便の向上を図るため、事前照会に対する文書回答手続を改善する。税務手続の電子化を促進するため、新たな電子納税手続の創設等を行う。課税の適正化を図る観点から、先物取引等に関する資料情報制度の整備を行う。

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。

また、行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税の不服申立手続の改善を図るとともに、今後とも適時その見直し、改善を行っていく。

以上のとおり、我々は、経済・社会全般の幅広い分野にわたる税制面への要請に適切に応えることを目指していく。あわせて、税制を円滑かつ公平に執行するため、必要な定員の確保も含め税務執行体制の一層の充実を図る。

第三 平成 20 年度税制改正の具体的内容

一 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、概ね 2.6 兆円の法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

1 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%

(2) 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	4%
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%

(3) 特別法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%

年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%
(特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	4.3%)
(4) 収入金額課税法人の収入割の標準税率		
	現 行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	0.7%

(注) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

2 地方法人特別税の創設

(1) 地方法人特別税の基本的な仕組み

① 納税義務者等

地方法人特別税は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税とする。

② 課税標準

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。）

③ 税率

イ 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
ロ 所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
ハ 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%

④ 申告納付

地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。

⑤ 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行

うものとする。

⑥ 国への払込み

都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

(2) 適用期日

地方法人特別税は、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

3 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。

地方法人特別譲与税の譲与の基準は以下のとおりとし、平成 21 年度から譲与する。

(1) 地方法人特別税の収入額から(2)の額を控除した額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数で均分して譲与する。

(2) 前年度の地方交付税の算定における財源超過団体に対しては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の2分の1を超える場合、減収額として算定した額の2分の1を限度として、当該超える額を(1)による譲与額に加算する。

4 その他

その他所要の措置を講ずる。

二 経済活性化・競争力の強化

< 研究開発税制・情報基盤強化税制 >

(国 税)

1 研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、次の措置のいずれかを選択適用できる制度を創設する。この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。

(1) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究

費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額を税額控除できることとする。

- (2) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率を乗じた金額を税額控除できることとする。

(注) 税額控除率は、次のとおりとする。

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$

- 2 情報基盤強化税制について、次の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

(1) 対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを追加する。

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度を70万円（現行300万円）に引き下げる。

(3) 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。

(地方税)

- 1 中小企業者等の試験研究費の増加分に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額を選択適用できる措置を講ずる。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。

(1) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額を税額控除できることとする。

(2) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除割合を乗じた金額を税額控除できることとする。

(注) 税額控除率は、次のとおりとする。

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$

< 中小企業・ベンチャー支援 >

(国 税)

1 特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

(1) 個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用する。

① 設立1年目の株式会社…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者

② 設立2年目又は3年目の株式会社…特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であるもの

(2) 特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除する。

(3) その他所要の整備を行う。

(4) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例については、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。

2 情報基盤強化税制について、次の見直しを行なったうえ、その適用期限を2年延長する。(再掲)

(1) 対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを追加する。

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度を70万円(現行300万円)に引き下げる。

3 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8%~12%)を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

(注) 税額控除率は、次のとおりとする。

$$8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用}} - 0.15\% \right) \times 40$$

- 4 農林水産業と商工業との連携等を促進するための税制措置を次のとおり講ずる。
- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、中小企業等基盤強化税制の対象に、同法の認定農商工等連携事業活動計画（仮称）に従って農商工等連携事業活動（仮称）を行う中小企業者が取得する同計画に定める機械装置を追加する。
- (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の対象に、農林水産業の活性化に資する業種を追加する。なお、同業種における投資規模要件は、機械装置については、取得価額の最低限度を1台又は1基につき500万円、かつ、計画記載の投資総額の最低限度を4,000万円とし、建物等については、取得価額の最低限度を5,000万円とする。
- 5 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する。
- 6 交際費等の損金不算入制度について、中小企業者に係る400万円の定額控除の適用期限を2年延長する。
- 7 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。
- 8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

（地方税）

- 1 中小企業者等の教育訓練費に係る法人住民税の特例措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、課税標準となる法人税額から控除する額を、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額にできる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

（注）税額控除率は、次のとおりとする。

$$8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用}} - 0.15\% \right) \times 40$$

- 2 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、当該株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例は、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。

< 事業承継税制 >

1 事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成 21 年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。

本制度は中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用する。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。

その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。

(1) 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の 3 分の 2 に達するまでの部分）に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予する。

(注 1) 「事業承継相続人」とは、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいう。

(注 2) 会社を経営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で筆頭株主であったことを要する。

(2) 納税猶予の対象となる株式等のみを相続するとした場合の相続税額から、その株式等の金額の 20% に相当する金額の株式等を相続するとした場合の相続税額を控除した額を猶予税額とする。

(3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額を免除する。

(4) その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から 5 年の間に、代表者でな

くなる等、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で、猶予税額の全額を納付する。

(5) 上記(4)の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。

(6) 上記(4)又は(5)により、猶予税額の全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。

(7) この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない。

(8) 個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる。

(9) 中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置その他所要の措置を講ずる。

(10) 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

2 取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び総資産価額に乗じる利率の見直しを行う。

<トン数標準税制>

(国 税)

1 海上運送法の一部改正に伴い、青色申告書を提出する法人で、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成22年3月31日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画(仮称)の認定を受けたものが、本制度の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長にその旨を届け出ている場合において、①が②を超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に算入し、①が②に満たないときは、その満たない部分の金額を益金の額に算入する制度を創設する。

① 日本籍船による収入金額に係る所得金額

② 日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

(注) 運航トン数に応じた利益の金額は、具体的には、100 純トン・1日当たり

のみなし利益の金額に運航トン数及び運航日数を乗じた金額とする。100 純トン・1日当たりののみなし利益の金額は、次のとおり。

1,000 純トン以下	120 円
1,000 純トン超 10,000 純トン以下	90 円
10,000 純トン超 25,000 純トン以下	60 円
25,000 純トン超	30 円

なお、安定海上運送確保計画の認定を取り消された場合には、上記の制度により損金の額に算入された金額の合計額をその取消の日を含む事業年度の益金の額に算入する。

(地方税)

- 1 海上運送法の一部改正に伴い、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画(仮称)の認定を受けたものが、法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人住民税法人税割については、本制度により計算した法人税額を課税標準とし、法人事業税所得割の課税標準である所得については、本制度により計算した所得とする。

その他所要の措置を講ずる。

< 減価償却制度 >

- 1 減価償却制度について、次の見直しを行う。
 - (1) 法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行う(付記一参照)。なお、この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用する。
 - (2) 耐用年数の短縮特例について、納税者の事務負担に配慮し、本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとする。

三 民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」

< 公益法人制度改革への対応 >

(国 税)

1 公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴い、次のとおり公益法人関係税制の整備等を行う。

(1) 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

① 公益社団法人及び公益財団法人

イ 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外する。

ロ 各事業年度の所得の金額に対して 30% (所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%) の税率を適用する。

ハ 収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。なお、寄附金の損金算入限度額は、次のいずれか多い金額とする。

(イ) 所得の金額の 50%相当額

(ロ) 公益目的事業に使用し、又は使用することが確実であると認められるものに相当する金額 (収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額を限度とする。)

ニ その支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

② 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

イ 次の一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。

(イ) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人

(ロ) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人

ロ 各事業年度の所得の金額に対して 30% (所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%) の税率を適用する。

③ 全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち、上記①及び②のいずれにも該当し

ないものは、法人税法上、普通法人とする。

④ 特例民法法人

従前どおり、所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とする。

(2) 寄附税制について、特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、特例民法法人に係る所要の経過措置等を講ずる。

また、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置等を講ずる。

① 非課税特例の対象となる法人（以下「対象法人」という。）に公益社団法人及び公益財団法人並びに特定の一般社団法人及び一般財団法人（上記（1）②イ（イ）に掲げるもの）を追加する。

② 寄附を受けた財産（以下「寄附財産」という。）が公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税する。

③ 対象法人が、寄附財産を直接公益事業の用に供した後に譲渡し代替資産を取得した場合には、一定の要件の下で非課税特例を継続適用する。

(3) 次のとおり、公益法人関係税制等について所要の整備を行う。

① 公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記について登録免許税を非課税とするほか、一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について1件につき6万円等の登録免許税を課税する等の措置を講ずる。

② 一般社団法人及び一般財団法人を消費税法別表第三に追加する。

③ 関連諸制度の整備

イ 法人税関係

(イ) 収益事業の範囲について、労働者派遣業の追加、技芸の教授業に係る除外措置の見直しのほか、所要の整備を行う。

(ロ) 法人が収益事業課税から全所得課税へ移行した場合など、法人につき課税所得の範囲の変更等があった場合の所要の調整を行う。

ロ 所得税及び法人税における外国公益法人等の指定制度について、所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

ハ 一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避について、所要の措置を講ずる。

④ その他所要の整備を行う。

(以上につき付記二参照)

(地方税)

1 公益法人制度改革に伴い、次のとおり措置を講ずる。

(1) 法人住民税・法人事業税について、以下の措置を講ずる。

① 法人住民税均等割

イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。

ロ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。

ハ 併せて、以下の改正を行う。

(イ) 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とする。

(ロ) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用する。

② 法人住民税法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

③ 法人事業税

イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税する。

ロ 法人事業税所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

(2) 固定資産税及び都市計画税において、旧民法第 34 条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、以下の措置を講ずる。

① 公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、旧民法第 34 条法人が設置するものと同様に非課税とする。

② 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移

行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成 25 年度分まで非課税措置を継続する。

なお、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する施設については、今後、移行状況や施設の使用実態等を把握したうえで、これまで一定の用途に供する施設に対して非課税措置が講じられてきた経緯も踏まえながら、平成 25 年度までの間にできるだけ速やかに必要な検討を行い、適切な措置を講ずる。

(3) 不動産取得税において、旧民法第 34 条法人が使用するために取得した場合に非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人又は公益財団法人が使用するために取得した場合を非課税とする。

(4) 事業所税について、以下の措置を講ずる。

① 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に対する事業所税の課税の範囲については、法人税と同様とする。

② 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人にあつては、法人税において収益事業課税が適用されるものに限る。）が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設について非課税とする。

(5) 特例民法法人について、旧民法第 34 条法人と同様の措置を講ずる。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(7) 上記については、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。ただし、(1)①ハについては、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

< 寄附金税制 >

1 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の 5 %（現行 2.5%）相当額とする。

2 認定 N P O 法人制度の認定要件等について、次のとおり見直しを行う。

(1) いわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が 3 分の 1 以上（特例 5 分の 1 以上）であること）について、次のとおり見直しを行ったうえ、5 分の 1 以上とする特例の適用期限を 3 年延長する。

- ① 認定の有効期間の延長（後掲）に合わせて、実績判定期間を原則5年に延長するとともに、各事業年度の基準（10分の1以上）を廃止する。
 - ② 受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額について、次のとおり見直しを行う。
 - イ 特定公益増進法人又は認定NPO法人以外の者からの寄附金については、同一の者からの寄附金のうち受入寄附金総額の10%（現行5%）相当額を超える部分の金額とする。
 - ロ 社員からの寄附金については、その親族等からの寄附金を同一の者からの寄附金とみなす規定は適用しない。
 - ③ 一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託の対価について、国、地方公共団体及びわが国が加盟している国際機関からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとする。
 - ④ 小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、割合を5分の1（現行3分の1）に引き下げたうえ、適用期限を3年延長する。
- (2) 認定の有効期間を5年（現行2年）に延長する。
 - (3) 社員の親族等及び特定の法人に係る要件を廃止するとともに、社員のうちに親族等又は特定の法人の占める割合を閲覧事項に追加するほか、所要の整備を行う。

< 個人住民税の寄附金税制、「ふるさと納税」 >

1 個人住民税における寄附金税制について、次の措置を講ずる。

(1) 控除対象寄附金の拡大等

- ① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを追加する。
- ② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税について4%、市町村民税について6%とする。この場合にお

いて、都道府県が条例により指定した寄附金については道府県民税から、市区町村が条例により指定した寄附金については市町村民税からそれぞれ控除する。

③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げる。

④ 寄附金控除の適用下限額を5千円（現行10万円）に引き下げる。

(2) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（「ふるさと納税」）

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記(1)の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額（個人住民税所得割の額の10分の1に相当する金額を限度とする。）の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ税額控除する。また、申告手続については、納税者の利便を図るため、簡易な方法により行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成21年度分以後の個人住民税について適用する。

四 環境問題、安心・安全への配慮

(国 税)

1 住宅の省エネ改修促進税制の創設

(1) 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設

① 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」という。）を行った場合において、当該家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除する。この特例は、下記(2)の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年、控除率については、次のとおりとする。

イ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用（200万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高・・・2%

ロ イ以外の住宅借入金等の年末残高・・・1%

(注1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいう。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がる
と認められる工事内容であること

ハ その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること

(注2) 上記の「特定の省エネ改修工事」とは、(注1)に定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいう。

(注3) 上記の「一定の要件」について、以下のとおりとする。

イ 住宅借入金等について、償還期間5年以上の一定の住宅借入金等を適用対象とする。

ロ 本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。

ハ その他現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様の要件とする。

② 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置を講ずる。

(2) 住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行制度において適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事を適用対象に追加する。

(注1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④

壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいう。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

(注 2) 本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。

(注 3) 上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用する。

- 2 医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を追加する。
- 3 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、民生業務部門の対策として省エネビルシステムを追加するなど対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を 2 年延長する。
- 4 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置の適用期限を 2 年延長する。
- 5 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を 2 年延長する。
- 6 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を 2 年延長する。
- 7 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、授産施設等に対して資産の譲渡、役務の提供等の対価として支払った金額（授産施設等取引金額）がある場合において、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額が前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を超えるときは、その事業年度又は直近 2 事業年度において取得等をした固定資産について、30%の割増償却ができる制度を創設する。この場合において、割増償却額の合計額が、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額から前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を控除した残額を超えるときは、当該割増償却額の合計額は、当該残額を限度とする。

- 8 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。
- 9 長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、登録免許税の軽減措置を講ずる。
- 10 なお、長期耐用住宅に関する税制上の措置については、今後の関係法制の整備や適用の状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。
- 11 京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成25年3月31日までに限り講ずる。

（注）上記の改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施する。

（地方税）

- 1 長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、次のとおり特例措置を講ずる。
 - (1) 固定資産税については、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された長期耐用住宅（仮称）について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、新築から5年度分（中高層耐火建築物にあつては7年度分）に限り、当該住宅に係る税額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）の2分の1を減額する。
 - (2) 不動産取得税については、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に取得された新築の長期耐用住宅（仮称）について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされた場合には、当該住宅の課税標準から1,300万円を控除する。
- （注1）上記の措置は、新築住宅に係る現行の特例措置に代えて適用する。
- （注2）床面積等の要件は、新築住宅に係る現行の特例措置と同様のものとする。
- 2 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額す

る措置を講ずる。

(1) 平成 20 年 1 月 1 日に存していた住宅で、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅を除く。）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（1 戸当たり 120 m²相当分までに限る。）の 3 分の 1 を減額する。

(2) 減額を受けようとする納税義務者は、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなったことにつき、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行した証明書を添付して、改修後 3 月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

(注) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、それぞれの工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなるものであって、その工事費用の合計額が 30 万円以上のものとする。

3 能登半島地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置を、地震発生日以後、平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限り講ずる。

4 新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置を、地震発生日以後、平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限り講ずる。

5 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 2 年間に限り講ずる。

6 医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を追加する。

7 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

- 8 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 9 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 10 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 11 マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 12 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 13 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

[自動車関係]

- 1 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税込中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、2年延長する。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

- ① 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車
で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車及び一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車について、税率を概ね

100分の50軽減する。

- ② 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車
で平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、税率
を概ね100分の25軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成20年度及び平成21年度に下記の年限を超えている自動車(電気自動車、
天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)
について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

- ① ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概
ね100分の10重課する。
- ② ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、
税率を概ね100分の10重課する。

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特 例措置について、次のとおり重点化したうえ、2年延長する。

- (1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車
で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものについて、取得価額
から30万円を控除する。

- (2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車
で平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、取得価額
から15万円を控除する。

3 平成21年自動車排出ガス規制に適合した自動車(ディーゼル乗用車に限る。) について、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成21年9月30日までの 間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1、平成21年10月1日か ら平成22年3月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から1,000 分の5を軽減する特例措置を講ずる。

4 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成21 年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準 を満たしたもの(以下「低公害トラック等」という。)に係る自動車取得税の税率 の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、その適用期限を2年延長する。

- (1) 車両総重量が3.5tを超え12t以下の低公害トラック等について、税率から

軽減する率を、当該自動車の取得が平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に行われたときは 2%とする。

- (2) 車両総重量が 12 t を超える低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に行われたときは 2%、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に行われたときは 1%とする。

五 金融・証券税制

1 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

- (1) 上場株式等に係る譲渡所得等の 10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を廃止し、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%（所得税 15%、住民税 5%）とする。

- (2) 特例措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率とする。

- (3) 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率（特別徴収税率）は 10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が 500 万円を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

2 上場株式等の配当所得に対する課税

- (1) 上場株式等に係る配当等の 10%軽減税率の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）を廃止し、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%（所得税 15%、

住民税 5%) とする。

(2) 源泉徴収税率の特例措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に対する源泉徴収税率（特別徴収税率）は 10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率とする。

この場合において、その年中の 7%源泉徴収（3%特別徴収）の対象となった上場株式等の配当等（年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄に係るものを除く。）の金額の合計額が 100 万円を超える者については、その者がその年中に受け取った 7%源泉徴収（3%特別徴収）された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は適用しない。

(3) 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成 21 年 1 月 1 日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。

(4) 申告分離選択課税の税率の特例措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（2 年間）、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率を適用する。

(5) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。

(注) 上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成 22 年 1 月を目途）から適用する。

3 損益通算の特例

(1) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとする。

(注) 上記の改正は、平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用する。

(2) 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設（源泉徴収口座内における損益通算）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率（特別徴収税率）を乗じて徴収すべき所得税（住民税）の額を計算することとする。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

(注) 上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成22年1月を目途）から適用する。

4 資料情報制度等の整備

(1) 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置を講ずる。

- ① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。
- ② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を追加する。

(注) 上記①の改正は、平成21年1月1日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用する。

上記②の改正は、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算（上記3(2)）の開始と同時に適用する。

(2) 10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を適用する上場株式等の配当等については、配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。

(3) 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、当該配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払報告書又は源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。

(注) 上記(2)及び(3)の改正は、平成21年1月1日以後に支払う配当等について適用する。

5 源泉徴収義務の整備等

(1) 源泉徴収口座において損益通算が行われることに伴い、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずる。

① 証券会社を通じて支払をする上場株式等の配当等について、当該配当等の支払事務取扱者である証券会社を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。

② 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、当該配当等の支払事務取扱者（証券会社、銀行等）を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。

③ 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とする。

(注) 上記の改正は、平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

(2) 個人が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとする。

(3) その他所要の整備を行う。

6 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により受贈者、相続人又は受遺者の特定口座へ移管できることとする。

(1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座へ移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該受贈者の特定口座に移管する方法（当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限る。）

(2) 相続又は遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法

7 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

六 道路特定財源

(国 税)

1 揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。

2 自動車重量税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。

(地方税)

1 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長する。

2 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限及び営業用バス、トラックに係る交付金措置を10年延長する。

七 円滑・適正な納税のための環境整備

(国 税)

1 事前照会に対する文書回答手続の改善

事前照会に対する文書回答手続について、次の措置を講ずる。

(1) 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える。

(2) 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とする。

(3) 回答文書等は、原則として、その回答後 60 日以内に公表することとしているが、事前照会者の申出があり、その申出に相当の理由がある場合には、180 日以内（現行 120 日以内）の期間、公表を延期できることとする。

(4) 文書回答は、照会文書が到達した日から原則 3 か月以内に行うよう努めることとしているが、原則 3 か月以内の極力早期に行うよう努めることとする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に提出する照会文書について適用する。

2 税務手続の電子化促進措置

(1) 電子納税の新たな納付手段の創設

国税の納付手続について、あらかじめ税務署長に一定の事項を届け出た場合には、インターネットバンキングを経由しない電子情報処理組織による納付手続を行うことができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 21 年 9 月 1 日以後に行う電子情報処理組織による納付手続について適用する。

(2) 電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加

所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類を追加する。

- ① 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ② 雑損、寄附金、勤労学生控除の証明書等
- ③ 個人の外国税額控除に係る証明書
- ④ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用 2 年目以降のもの）
- ⑤ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用 2 年目以降のもの）
- ⑥ 政党等寄附金特別控除の証明書

(注) 上記の改正は、原則として、平成 20 年 1 月 4 日以後に、平成 19 年分以後の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。

(3) 納税証明書の電子申請による書面交付

国税の納税証明書の書面による交付について、電子情報処理組織を使用して交付を請求した場合には、一定の方法により送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に行う請求について適用する。

- 3 先物取引に関する調書制度について、金融商品取引業者は、居住者等が行った店頭で取引される金融商品先物取引等の差金等決済があった場合には、その差金等決済があった日の翌月末日まで又は差金等決済があった日の属する年の翌年 1 月 31 日までに一定の支払調書を税務署長に提出しなければならないこととする等の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に行われる差金等決済について適用する。

- 4 国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額を 100 万円超（現行 200 万円超）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後に行われる国外送金等について適用する。

- 5 国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

(1) 「異議申立て」を「再調査請求（仮称）」に名称変更する。

(2) 不服申立期間を処分があったことを知った日から 3 月以内（現行 2 月以内）に延長する。

(3) 再調査請求（仮称）についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間を 2 月（現行 3 月）に短縮する。

(4) 審査請求人の処分庁に対する質問、争点及び証拠の整理等の手続規定の整備を行う。

(5) その他所要の整備を行う。

(地方税)

- 1 次のとおり、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。

(1) 特別徴収の対象者

特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢

基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている 65 歳以上のもの（以下「年金所得者」という。）とする。

ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象としない。

- ① 老齢等年金給付の年額が 18 万円未満である場合
- ② 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合

(2) 特別徴収の対象税額

特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（以下「公的年金等に係る個人住民税額」という。）とする。

(3) 特別徴収の対象年金

特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とする。

(4) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の 10 日までに市町村に納入する義務を負う。

(5) 特別徴収に係る通知

年金保険者及び市町村は、特別徴収を行うに当たって、老齢等年金給付の年額、特別徴収税額等の情報について、経由機関を通じて通知する。

(6) 徴収の方法

- ① 特別徴収の対象である年金所得者については、当該年度の 4 月から 9 月までの間の老齢等年金給付の支払の際にそれぞれ前年度の 2 月において特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、10 月から翌年 3 月までの間の老齢等年金給付の支払の際にそれぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の 3 分の 1 に相当する額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する。
- ② 新たに特別徴収の対象となった年金所得者については、当該年度の 4 月から 9 月までの間は公的年金等に係る個人住民税額の 2 分の 1 に相当する額を普通徴収の方法により徴収し、10 月から翌年 3 月までの間の老齢等年金給付の支払の際にそれぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の 3 分の 1 に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する。

(7) その他

その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 21 年度から適用する（なお、特別徴収は、平成 21 年 10 月以後支払われる老齢等年金給付について実施する。）。

2 行政不服審査法の見直しに伴い、所要の整備を行う。

八 土地・住宅税制

(国 税)

1 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成 21 年 4 月 1 日以後に受ける所有権の移転登記等に係る軽減税率を次のとおり引き上げたうえ、その適用期限を 3 年延長する。

(1) 土地の売買による所有権の移転登記 1,000 分の 13（平成 22 年 4 月 1 日以後に受けるもの 1,000 分の 15）（現行 1,000 分の 10）

(2) 土地の所有権の信託の登記 1,000 分の 2.5（平成 22 年 4 月 1 日以後に受けるもの 1,000 分の 3）（現行 1,000 分の 2）

2 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成 21 年 4 月 1 日以後に特定不動産を取得した場合等の不動産の所有権の移転登記に係る軽減税率を 1,000 分の 9（現行 1,000 分の 8）に引き上げたうえ、その適用期限を 2 年延長する。

3 住宅の省エネ改修促進税制の創設（再掲）

4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

5 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置の適用期限を 2 年延長する。

6 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 2 年延長する。

7 長期耐用住宅に係る登録免許税の軽減措置の創設（再掲）

(地方税)

1 長期耐用住宅に係る固定資産税及び不動産取得税の特例措置の創設（再掲）

2 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設（再掲）

- 3 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 4 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- 5 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 6 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。

九 農林漁業対策

（国 税）

- 1 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。
 - (2) 免税対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳用種を除外する。
- 2 農林水産業と商工業との連携等を促進するための税制措置を次のとおり講ずる。

（再掲）

 - (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、中小企業等基盤強化税制の対象に、同法の認定農商工等連携事業活動計画（仮称）に従って農商工等連携事業活動（仮称）を行う中小企業者が取得する同計画に定める機械装置を追加する。
 - (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の対象に、農林水産業の活性化に資する業種を追加する。なお、同業種における投資規模要件は、機械装置については、取得価額の最低限度を1台又は1基につき500万円、かつ、計画記載の投資総額の最低限度を4,000万円とし、建物等については、取得価額の最低限度を5,000万円とする。
- 3 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に漁業協同組合合併促進法の認定を受けていない漁業協同組合と漁業協同組合との合併を追加する。

- 4 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する措置の適用期限を3年延長する。
- 5 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に受ける所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の10（現行1,000分の8）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に包括承継をした場合の軽減税率を、不動産又は船舶の所有権の移転登記にあつては1,000分の5（現行1,000分の4）に、不動産の地上権又は賃借権の移転登記にあつては1,000分の3（現行1,000分の2）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 7 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (1) 適用対象を、農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合及び農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡を受けた場合とする。
 - (2) 平成21年4月1日以後に農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合における不動産の所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の3（現行1,000分の2.5）に引き上げる。

（地方税）

- 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税について、所要の税制上の措置を講ずる。
- 2 農業協同組合又は農業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を加える。
- 3 農業用機械の動力源に供する軽油に対する軽油引取税の課税免除措置の対象に、基幹的な作業の全てを受託する農作業受託者を加える。

- 4 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 5 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の適用期限を2年延長する。
- 6 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 7 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められたときに係る不動産取得税の徴収猶予の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 8 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 9 肉用牛の売却による農業所得の個人住民税の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。
 - (2) 免税対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳用種を除外する。
- 10 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 11 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を屋根及び側壁を有する一定規模以上の発酵施設に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 12 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、当

該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を2年延長する。

十 酒税

- 1 構造改革特別区域法における酒税の特例について、次の措置を講ずる。
 - (1) 構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6kℓ）を果実酒については2kℓに、リキュールについては1kℓに引き下げる。
 - (2) 構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6kℓ）を適用しない。
 - (3) その他所要の整備を行う。
- 2 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しないこととする。
- 3 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次のとおり軽減割合の見直しを行ったうえ、その適用期限を5年延長する。
 - (1) 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう（現行25%）及び果実酒（現行30%）については、3年間25%とし、4年目、5年目は20%とする。
 - (2) 合成清酒及び発泡酒（現行30%）については、2年間25%とし、3年目は20%、4年目は15%、5年目は10%とする。
- 4 ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。

十一 国際課税

（国 税）

- 1 非居住者又は外国法人の利子所得に対する課税について、次の措置を講ずる。
 - (1) 国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において

行う事業に帰せられるものを加える。

(2) 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して 18%の税率により源泉徴収を行う。

(3) 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えたうえ、その適用期限を 2 年延長する。

(注) 上記の改正は、外国法人が平成 20 年 4 月 1 日以後に発行する債券について適用する。

2 非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する恒久的施設とされる代理人等（自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者をいう。）の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用する。

3 特定目的会社に係る課税の特例等について、過大な控除を防止するため、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとする。その控除限度額は、当該所得税の額とする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る利益の配当等に対する所得税の額について適用する。

4 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）について、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の関連者とされる法人の役員等が支配する法人を加えることとする。

また、特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例についても、関連者の範囲等について同趣旨の改正を行うこととする。

(注) 上記の改正は、特定外国子会社等又は特定外国法人の平成 20 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用する。

- 5 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）の国外関連者に関する明細書について、国外関連者の営業収益等における通貨・単位の明示、株式等の保有割合における同一の者による株式等の被保有関係にある国外関連者に係る保有割合、国外関連者の従業員数、利益剰余金の額及び事前確認の有無の記載を行うこととする。
- 6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。
- 7 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。
- 8 その他所要の整備を行う。

（地方税）

- 1 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度を創設する。

（1）徴収の猶予

租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請したときに、法人住民税又は法人事業税（相互協議の対象になるものに限る。）の徴収を猶予する制度を創設する。徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴する。

（2）延滞金の免除

徴収の猶予をした法人住民税又は法人事業税に係る延滞金のうち猶予期間（申請の日が猶予した法人住民税又は法人事業税の納期限以前である場合には、申請の日から納期限までの期間を含む。）に対応する部分は、免除する。

（3）国から地方団体への通知

国は、法人が移転価格税制に伴う相互協議の申立てをした場合等には当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨、移転価格税制により更正決定された法人税額等を通知する。

通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知する。

（注）上記の改正は、平成20年4月1日以後に行われる申請について適用する。

- 2 外国法人における恒久的施設の取扱いについて、所要の措置を講ずる。

十二 その他の政策税制

(国 税)

- 1 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を追加するとともに、消費税が非課税とされる医療等の範囲に同法に基づく医療等を追加する。
- 2 中小企業等基盤強化税制について、対象から中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の異分野連携新事業分野開拓計画に係る措置を除外する。
- 3 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における大企業分については、適用期限の到来をもって廃止する。
- 4 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備から汚水処理用設備（構築物及び機械装置）、ばい煙処理用設備及び窒素酸化物抑制設備を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 5 特定電気通信設備等の特別償却制度における電気通信利便性充実設備に係る措置及び広帯域加入者網普及促進設備に係る措置について、対象設備が設置される地域を条件不利地域に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 再商品化設備等の特別償却制度について、対象設備から再商品化設備及び再資源化設備並びに生物資源利用製品製造設備のうち炭化製品製造設備、精油抽出設備及び家畜排せつ物たい肥化設備を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 7 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等からエスカレーター及びタクシーを除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 8 海外投資等損失準備金制度の適用期限を2年延長する。
- 9 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置を除外する。
- 10 特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当等の損金算入及び配当控除不適用となる配当等の要件における適格機関投資家の範囲を次のとおり見直す。
 - (1) 信用協同組合を金融庁長官に届出を行った者に限定する。
 - (2) 共済水産業協同組合連合会を追加する。
 - (3) 企業年金基金のうち直近事業年度の年金経理に係る貸借対照表における資産から負債を控除した金額が100億円以上のものを追加する。

- (4) 信託会社（管理型信託会社を除く。）又は外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）のうち、金融庁長官に届出を行った者を追加する。
- (5) 厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金に類する外国の者のうち次のすべての要件を満たすものによりその発行済株式の全部を保有されている内国法人で、有価証券の残高が10億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を追加する。
- ① 外国の法令に基づいて組織されていること。
 - ② 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されること。
- (6) 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人で、有価証券の残高が10億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を追加する。
- (7) 外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う法人の資本金の額等の最低限度を5千万円（現行1億円）とする。
- (8) 外国の法令に準拠して外国において信託業（管理型信託業を除く。）を行う法人で、資本金の額等が1億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を追加する。
- 11 投資法人に係る課税の特例について、同族会社に該当しないこととの支払配当等の損金算入の要件を、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする。
- 12 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、経営革新計画の承認を受けている中小企業者については、所要の経過措置を講ずる。
- 13 共済事業を行う消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が、消費生活協同組合法の規定により共済事業以外の事業を行うことができなくなるため、共済事業に係る資産及び負債を現物出資する場合には、適格現物出資の要件の判定に際し、その要件のうち規模要件及び出資の継続保有要件を満たすものとする。
- 14 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。
- 15 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登

録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。

(1) 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）

(2) 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記

1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）

(3) 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000分の16（現行1,000分の14）

(4) 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000分の2（現行1,000分の1.5）

16 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。

17 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

18 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。

19 輸入石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を2年延長する。

20 輸入農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を2年延長する。

21 国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を2年延長する。

22 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を2年延長する。
（地方税）

1 個人住民税における社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を追加する。

2 医療法人等が行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定方法上特例措置を設ける。

- 3 ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 4 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を平成22年度までの各年度分に限り、価格の2分の1とする措置を講ずる。
- 5 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を平成23年3月31日まで講ずる。
- 6 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、所要の措置を講ずる。
- 7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税について、所要の措置を講ずる。
- 8 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 9 観光旅客の来訪及び滞在の促進による観光圏の活性化に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税について、所要の措置を講ずる。
- 10 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本

貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

11 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（仮称）に規定する対象鳥獣捕獲員（仮称）に係る狩猟税の税率について、次の措置を5年間に限り講ずる。

(1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常税率の2分の1とする。

(2) (1)の登録を受けている者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常税率の2分の1とする。

12 広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に衛星インターネット通信用無線設備の子局側無線設備を追加したうえ、その適用期限を2年延長する。

13 整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の20年間（現行10年間）価格の2分の1とする。

14 投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、適格機関投資家の範囲を次のとおり見直す。

(1) 信用協同組合を金融庁長官に届出を行った者に限定する。

(2) 共済水産業協同組合連合会を追加する。

(3) 企業年金基金のうち直近事業年度の年金経理に係る貸借対照表における資産から負債を控除した金額が100億円以上のものを追加する。

(4) 信託会社（管理型信託会社を除く。）又は外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）のうち、金融庁長官に届出を行った者を追加する。

(5) 厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金に類する外国の者のうち次のすべての要件を満たすものによりその発行済株式の全部を保有されている内国法人で、有価証券の残高が10億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を追加する。

- ① 外国の法令に基づいて組織されていること。
 - ② 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されること。
- (6) 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人で、有価証券の残高が10億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を追加する。
 - (7) 外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う法人の資本金の額等の最低限度を5千万円（現行1億円）とする。
 - (8) 外国の法令に準拠して外国において信託業（管理型信託業を除く。）を行う法人で、資本金の額等が1億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を追加する。
- 15 無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 16 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 17 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 18 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 19 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 20 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 21 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受け

る鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 22 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 23 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 24 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 25 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 26 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 27 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 28 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、高信頼伝送装置の課税標準を最初の5年間価格の6分の5（現行5分の4）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 29 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (1) 食品循環資源再生処理装置については、対象を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する再生利用事業計画の認定を受けた事業者が取得する一定のものに限定したうえ、課税標準を最初の3年間価格の3分の2（現行5分の4）とする。
 - (2) 対象から建設汚泥再生処理装置、廃木材乾燥熱圧装置及び古紙他用途利用製品製造装置を除外する。

- 30 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- (1) 対象から自動車等破砕物処理施設を除外する。
 - (2) 鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
 - (3) 窒素酸化物燃焼改善設備及び湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設については、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とする。
 - (4) ダイオキシン類に係る処理施設については、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。
 - (5) 揮発性有機化合物排出抑制施設に係る優良更新施設については、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- 31 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 32 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 33 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象を既設分のコンテナ埠頭に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 34 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 35 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）と

する。

- 36 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- 37 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- 38 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- 39 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する不動産取得税の特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえで、その適用期限を2年延長する。
- 40 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえで、その適用期限を2年延長する。
- 41 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする不動産取得税の規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外する。
- 42 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外する。
- 43 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割に係る

事業所税の課税標準の特例措置について、対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

44 一定の公益法人等が学生又は生徒のために行う事業に対する事業所税の非課税措置について、対象を学校法人（私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。）が行うものに限定する。

45 公害防止用施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象から粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設を除外する。

46 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外する。

47 バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

48 電子計算機を管理する者が、外部から通信ネットワークを介して流通する情報により電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを防止するために取得する一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

49 農業協同組合等が所有し、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

50 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

51 石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

52 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

53 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。

54 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

55 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する農林漁業経営の近代化又は

合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

56 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第 34 条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

57 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。

十三 その他

(国 税)

1 資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画について、2 以上の金融機関等の債務免除要件に係る金融機関等の範囲に信用保証協会を追加する。

2 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金でエネルギー使用合理化技術戦略的開発事業等に係るものを追加する。

3 いわゆる三角合併等に係る対価として交付される株式に一株に満たない端数が生ずる場合において当該端数に代えて金銭が交付されるとき及び全部取得条項付種類株式が取得決議により取得される場合において価格決定の申立てに基づく金銭が交付されるときは、組織再編成等の対価に関する要件の判定に際し、これらの金銭以外の対価により判定することを明確化する。

4 工事収益の計上方法等について、次のとおり見直しを行う。

(1) 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を 2 年以上から 1 年以上に、請負金額要件を 50 億円以上から 10 億円以上に、それぞれ見直す。

(2) 工事進行基準を適用できる長期大規模工事以外の工事の範囲に、損失が生ずると見込まれる工事を追加する。

(3) 工事進行基準の対象に、ソフトウェアの受注制作を追加する。

- (4) 工事進行基準の適用により計上した未収金は、その発注者を債務者とする金銭債権として、貸倒引当金制度等を適用することとする。
- (5) その他所要の措置を講ずる。
- 5 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。
- 6 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 7 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限を2年延長する。
- 8 日本年金機構法に基づき設立される日本年金機構を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第一（公共法人の表）、登録免許税法別表第二（非課税法人の表）、消費税法別表第三及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に追加する。
- 9 社会医療法人について、次の措置を講ずる。
- (1) 納税義務及び課税所得の範囲
- 社会医療法人は、収益事業を営む場合に限り法人税の納税義務が生ずることとし、収益事業から生じた所得について法人税を課税する。なお、収益事業の範囲から、社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を除外する。
- (2) 適用税率
- 各事業年度の所得の金額に対して22%の軽減税率を適用する。
- (3) みなし寄附金の適用等
- 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。なお、寄附金の損金算入限度額は、所得の金額の50%相当額（当該金額が年200万円に満たない場合には、年200万円）とする。
- (4) 課税所得の範囲の変更に伴う所要の調整
- 社会医療法人の認定を受けた場合には、法人の解散及び設立があったものとして取り扱う。また、認定の取消しを受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金の額に算入する。
- (5) 社会医療法人を所得税法別表第一（公共法人等の表）及び消費税法別表第三に追加する。
- 10 漁業協同組合が漁業協同組合合併促進法の規定による認定を受けて合併をした

場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

- 11 一定の金融機関等が認定経営基盤強化計画等に基づき行う株式会社の設立の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 12 農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 13 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 14 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 15 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、適用対象から発電用ボイラーの燃料用及びノルマルパラフィンの脱着溶剤用の揮発油を除外したうえ、その適用期限を10年延長する。
- 16 国税の納税証明書について、国税につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付請求書を提出する日の3年前の日の属する会計年度以後の会計年度に係るものとする。

(関 税)

- 1 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る通関手続の特例措置等について、対象となる事業者の範囲等を拡充する。
- 2 通関情報処理システムと他の輸出入等関連情報システムの一体的管理や統合を図るとともに、併せて独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化する。
- 3 航空機の部分品等に係る免税制度の適用期限を3年延長する。

(地方税)

- 1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。
- 2 固定資産税において、償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度を廃止する。
- 3 鉄道の安全対策に係る補助金の再編に伴い、所要の規定の整備を行う。

- 4 特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置等について、所要の措置を講ずる。
- 5 自動車税について、構造等変更検査時にも納税確認を行うこととする。
(注) 道路運送車両法の改正が施行される時期に合わせて実施する。
- 6 後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に 75 歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう、所要の措置を講ずる。
- 7 国民健康保険税における課税限度額については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額を 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 12 万円とする。
- 8 日本年金機構について、所要の措置を講ずる。
- 9 社会医療法人について、所要の措置を講ずる。
- 10 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- 11 地方団体の徴収金の納税証明書について、地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付請求書を提出する日の 3 年前の日の属する会計年度以後の会計年度に係るものとする。
- 12 高速自動車国道（新直轄方式）に係る地方道路譲与税等の規定の整備を行う。

第四 検討事項

- 1 わが国は、来年のG8北海道洞爺湖サミットを控え、環境先進国として世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。
- 2 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策を支援していくことが重要な課題となっている。扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的改革の中で検討する。
- 3 要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制の抜本的改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。
- 4 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。
- 5 少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う。

- 6 金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。
- 7 納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び税制への信頼向上に資するため、各種の番号制度に関する議論動向等にも留意しつつ、付番方式や資料情報の対象範囲等に関する具体的制度のあり方について、引き続き検討を進めるとともに、早期に円滑な導入を目指して国民的な理解形成に一層努める。
- 8 公益法人制度改革に対応する税制上の措置については、新制度施行後の実態を見極めつつ、必要な見直しを引き続き検討する。
また、寄附金税制や公益法人等の課税対象範囲等について、民による公益の増進の観点も踏まえつつ、事業活動の内容などの実態や営利競合の排除の必要性等を見極めたいうで引き続き検討する。
- 9 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況等を勘案し、引き続き所要の検討を行う。
- 10 不動産取引等に係る印紙税については、厳しい財政事情、税体系において印紙税が果たしている役割、電子商取引等経済取引の実態やそれに与える影響等に留意しつつ、今後の税体系の抜本的改革の際に、必要に応じ、所要の総合的な検討を行う。
- 11 外国税額控除制度については、近年のグローバル化に伴い、わが国企業の海外での利益が増加しその多くが海外に留保されわが国に還流されていない状況を勘案し、国際競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税排除、制度の簡素化等の観点から、英米等諸外国の動向も注視しつつ、そのあり方を総合的に検討する。

12 現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。

【付記一】 減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

次の有形減価償却資産を追加する。

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	年
		果樹又はホップだな	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
	土管を主としたもの	10	
	その他のもの	8	
	金属造のもの（前掲のものを除く。）	露天式立体駐車設備	15
器具及び備品	11 前掲のもの以外のもの	きのこ栽培用ほだ木	3
		無人駐車管理装置	5

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	用 途	細 目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		年 10
2	飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
4	木材・木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
5	家具・装備品製造業用設備		11
6	パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
7	印刷・同関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 10 10
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルタ ー、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	5 4 5 5 5 5 8
9	石油製品・石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革・同製品・毛皮製造業用設備		9
13	窯業・土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	11 7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
17	はん用機械器具製造業用設備		12
18	生産用機械器具製造業用設備	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19	業務用機械器具製造業用設備		7
20	電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 6 5 8

2 1	電気機械器具製造業用設備		7
2 2	情報通信機械器具製造業用設備		8
2 3	輸送用機械器具製造業用設備		9
2 4	その他の製造業用設備		9
2 5	農業用設備		7
2 6	林業用設備		5
2 7	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5
2 8	水産養殖業用設備		5
2 9	鉱業、採石業、砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 1 2 6
3 0	総合工事業用設備		6
3 1	電気業用設備	電気事業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道事業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	2 2 2 0 1 5 1 5 1 5 1 8 2 2 1 5 1 7 8
3 2	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 0 2 2 1 3 1 3 1 5 1 7 8
3 3	熱供給業用設備		1 7
3 4	水道業用設備		1 8
3 5	通信業用設備		9
3 6	放送業用設備		6
3 7	映像・音声・文字情報制作業用設備		8
3 8	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5 1 2
3 9	道路貨物運送業用設備		1 2
4 0	倉庫業用設備		1 2
4 1	運輸に附帯するサービス業用設備		1 0
4 2	飲食料品卸売業用設備		1 0
4 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備 （貯そうを除く。） その他の設備	1 3 8
4 4	飲食料品小売業用設備		9
4 5	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド 設備 その他の設備	8 1 0
4 6	技術サービス業（他に分類されないもの） 用設備	計量証明業用設備 その他の設備	8 1 4
4 7	宿泊業用設備		1 0

48	飲食店用設備		8
49	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボーリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	11 7 13 17 8
52	その他の教育、学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	5 17 8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	17 8

別表第四 生物の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	年
	役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	4 6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
かき樹		36
あんず樹		25
すもも樹		16
いちじく樹		11
キウイフルーツ樹		22
ブルーベリー樹		25
パイナップル		3
茶樹		34
オリーブ樹		25
つばき樹		25
桑樹	立て通し	18
	根刈り、中刈り、高刈り	9
こりやなぎ		10
みつまた		5
こうぞ		9
もう宗竹		20
アスパラガス		11
ラミー		8
ホップ		9
まおらん		10

別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種 類	耐用年数
構築物	年 18
機械及び装置	5

【付記二】 公益法人関係税制

1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

① 納税義務

収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務が生ずることとする。

② 課税所得の範囲

各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外する。

③ 適用税率

各事業年度の所得の金額に対して30%の税率を適用する。ただし、所得の金額のうち年800万円以下の部分については、22%の軽減税率を適用する。

④ みなし寄附金

収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

⑤ 寄附金の損金算入限度額

次のいずれか多い金額とする。

イ 所得の金額の50%相当額

ロ 公益目的事業に使用し、又は使用することが確実であると認められるものに相当する金額（収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額を限度とする。）

⑥ 利子等に係る源泉所得税の取扱い

その支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

(2) 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人（非営利一般法人）

① 対象法人及び納税義務

公益認定を受けていない一般社団法人及び一般財団法人のうち、次に掲げるものは、収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務が生ずることとする。

イ 次のすべての要件に該当する一般社団法人又は一般財団法人

(イ) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること。

(ロ) 解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰

属させる旨が定款において定められていること。

- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

(ハ) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。

(ニ) (イ)又は(ロ)の定款の定め違反した行為を行っていないこと。

ロ 次のすべての要件に該当する一般社団法人又は一般財団法人

(イ) 会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること。

(ロ) 会員が負担すべき金銭（会費）の額が定款若しくは定款に基づく会員約款等において定められていること又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定めることが定款において定められていること。

(ハ) 特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び剰余財産を特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人を除く。）に帰属させる旨のいずれについても定款において定められていないこと。

- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人
- ・ 類似の目的をもつ一般社団法人又は一般財団法人

(ニ) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること。

(ホ) 主たる事業として収益事業を行っていないこと。

(ハ) 特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと。

② 課税所得の範囲

各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。

③ 適用税率

各事業年度の所得の金額に対して30%の税率を適用する。ただし、所得の

金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%の軽減税率を適用する。

④ 利子等に係る源泉所得税の取扱い

その支払を受ける利子等に係る源泉所得税は課税する。

(3) 全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち、上記(1)及び(2)のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人とする。

(4) 特例民法法人等

旧民法第 34 条法人であった特例民法法人(移行法人への移行の認可の取消しを受けて特例民法法人とみなされた法人を除く。)については従前どおり所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とするなど、特例民法法人及び特例無限責任中間法人については従前どおりの取扱いとする。

(5) 課税所得の範囲の変更に伴う所要の調整

① 公益社団法人若しくは公益財団法人、非営利一般法人又は特例民法法人が普通法人となった場合には、原則として、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金の額に算入する。

(注) 公益社団法人又は公益財団法人が普通法人に移行した場合には課税対象額から公益目的取得財産残額を、非営利一般法人(移行法人に限る。)又は特例民法法人が普通法人に移行した場合には課税対象額から公益目的財産残額を、それぞれ控除できることとする。

② 普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人若しくは公益財団法人又は非営利一般法人となった場合には、解散及び設立があったものとして取り扱う。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

2 公益法人制度改革に伴う寄附税制の整備

(1) 特定公益増進法人の範囲に公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、特例民法法人については、経過措置として、旧民法第 34 条法人と同様の措置を講ずる。

(2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 本非課税特例の対象となる法人(以下「対象法人」という。)の範囲に次の

法人を追加する。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 非営利一般法人のうち上記1(2)①イに掲げるもの

- ② 寄附を受けた財産（以下「寄附財産」という。）が対象法人の公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、その対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等を承認取消年分の所得として所得税を課税する。
- ③ 対象法人が、寄附財産を2年以上直接公益事業の用に供した後に譲渡する場合において、その譲渡による収入金額の全額をもって取得した資産（寄附財産と同種の資産等又は土地等に限る。以下「代替資産」という。）をその譲渡後1年以内に寄附財産と同じ公益事業の用に直接供するときは、寄附財産の譲渡及び代替資産の取得等に関する届出書の提出等一定の要件の下で、非課税特例を継続適用できることとする。
- ④ 本非課税特例の対象となる寄附財産の範囲から国外にある資産を、対象法人の範囲から外国法人に該当するものを、それぞれ除外する。
- ⑤ 公益社団法人及び公益財団法人につき、その認定の取消しがあった場合において、その有する寄附財産（以下「当初寄附財産」という。）を含む公益目的の財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の定めに従い、他の公益法人等に対して寄附をするときは、その財産の寄附を受けた法人（以下「引継法人」という。）が当初寄附財産相当額の財産（以下「引継財産」という。）を寄附後1年以内にその引継法人の公益事業の用に直接供すること、認定の取消し等及び引継財産に関する届出書を提出すること等一定の要件の下で、非課税特例を継続適用できることとする。
- ⑥ 特例民法法人（移行法人への移行の認可の取消しを受けて特例民法法人とみなされた法人を除く。⑦において同じ。）については、経過措置として、旧民法第34条法人と同様の措置を講ずる。
- ⑦ 特例民法法人から公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人へ移行する場合において、移行後の法人が寄附財産を直接移行後の公益事業の用に供するときは、移行に関する届出書の提出等一定の要件の下で、非課税特例を継続適用できることとする。

(3) 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人（以下「非課税法人」という。）の範囲に公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、特例民法法人については、経過措置として、旧民法第 34 条法人と同様の措置を講ずる。

なお、特例民法法人からの移行の際に非課税法人であった一般社団法人及び一般財団法人が、その移行前に贈与を受けた財産を公益目的支出計画に定める公益事業の用に供しているときは、当該財産については、非課税法人の公益事業の用に供されているものと同様の取扱いとする。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

3 公益法人制度改革に伴うその他の公益法人関係税制の整備

(1) 所得税・法人税

① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等のうち旧民法第 34 条法人を対象とする措置の対象範囲に公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、特例民法法人については、経過措置として、旧民法第 34 条法人と同様の措置を講ずる。

② 特定退職金共済制度の対象となる法人の範囲に公益社団法人及び公益財団法人を追加する。なお、既に特定退職金共済団体の承認を受けている旧民法第 34 条法人については、引き続き制度の対象とする。

(2) 登録免許税

① 一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について、1 件につき 6 万円等の登録免許税を課税する。

公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記については、非課税とする。

② 公益社団法人及び公益財団法人が学校の校舎等を取得した場合の不動産に関する権利の取得登記については、旧民法第 34 条法人と同様に、非課税とする。

③ 特例民法法人等から一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人への移行に係る登記等については、非課税とする。

(3) 一般社団法人及び一般財団法人を消費税法別表第三に追加する。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

4 その他の関連諸制度の整備等

(1) 収益事業の範囲

① 労働者派遣業を追加する。

② 技芸の教授業について、次のとおり見直しを行う。

イ 法律の規定に基づいて国の機関が付与する資格（いわゆる国家資格）に関する試験事業又は登録事業であって一定の要件を満たすものを、技芸の教授業の範囲から除外する。

ロ 外洋小型船舶の操縦の教習に係る除外措置を廃止する。

③ 医師会等が行う開放型病院等に係る医療保健業の除外措置について要件の見直しを行ったうえで存続する等、収益事業に係る除外措置につき、所要の整備を行う。

(2) 合併が行われた場合の課税

一般社団法人及び一般財団法人を含む非出資法人については、共同事業を行うための適格合併の要件の判定に際し、株式保有要件を除外して判定する。

(3) 法人が収益事業課税から全所得課税へ移行した場合など、法人につき課税所得の範囲の変更等があった場合には、その前日までのみなし事業年度を設ける。

(4) 公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利一般法人を収支計算書の提出対象となる法人の範囲に追加するほか、届出及び添付書類に関し所要の整備を行う。

(5) 外国公益法人等の指定制度の廃止

所得税及び法人税における外国公益法人等の指定制度について、既に指定を受けている外国法人に対する所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。

(6) 一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避について、次の措置を講ずる。

① 公益法人等に対する贈与等を利用した贈与税等の租税回避を防止するための制度について、適用対象を一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人とする。

② ①により持分の定めのない法人に贈与税等を課税する場合において、受贈益が当該法人の益金の額に算入される場合でも、当該法人に対し贈与税等を課税（法人税等は控除）する。

また、人格のない社団又は財団への贈与税等の課税についても、同様の措

置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(1)①及び②、(2)並びに(3)を除き、原則として、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

5 その他所要の整備を行う。